資料２

地方公共団体情報システム
標準化基本方針の改定案について

2024年12月

デジタル庁

デジタル社会共通機能グループ
地方業務システム基盤チーム

地方公共団体情報システム標準化基本方針の改定案の概要

標準化基本方針（2023年９月）

○　自治体は、2025年度末までに、標準準拠システムへの移行を目指す。
○　2025年度末までの移行が困難なシステムは、デジタル庁及び総務省において、当該システムの状況を十分に把握した上で、所要の移行完了の期限を設定。

取組状況

○　自治体における事業者との具体的な移行スケジュールの調整など取組が進捗し、その状況や課題を把握。
○　デジタル庁において、主要な事業者の標準準拠システムの開発状況を確認。

今回の改定のポイント

１．標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行の実現

現行システムから**2025年度末までの移行**を着実に推進。その際、**ガバメントクラウドの利用促進策**（利用料の低減等）、**移行後の経過措置**（一部機能の移行後の実装等）を講じて、**円滑な移行を後押し**。

２．2026年度以降の移行が具体化したシステムへの対応

移行の難易度が極めて高いシステムに加え、事業者のリソースひっ迫などの事情により、2026年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステムについて、**「特定移行支援システム」**として、**国として積極的に支援**することを明確化。
自治体からの申し出のあった移行スケジュールも踏まえて、概ね５年以内に移行できるようにする。

３．移行後の安定的な制度運営に向けた対応

標準仕様書の改定が必要となった場合には、制度所管省庁は、速やかに、デジタル庁・総務省と協議する。
また、**標準仕様書の改定は、遅くとも施行日の１年以上前**とし、**それが困難な場合であっても**、制度改正の検討段階から、**広く自治体や事業者に影響を確認し、標準仕様書の改定案をできる限り早期に公開**することを徹底。

４．確実な移行経費の支援

デジタル基盤改革支援基金の設置年限（2025年度末）について、**５年延長**を目途に検討。

主な改定事項１：標準仕様に対応するシステムへの移行後、一定の経過措置が必要なシステムへの対応

改定案

2.2　地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の目標

（５）標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行

（略）

○　また、円滑かつ安全な移行を推進するために、現行システムから標準仕様に対応したシステムへの移行を完了させることを前提に、一部の機能については、移行後の実装等を可能にする経過措置を設けることとする。当該経過措置の対象とするシステムは、以下の要件を満たすものとする。

①　データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合し、標準化されたデータの利活用が可能となっていること。

②　標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する省庁（以下「制度所管省庁」という。）及び地方公共団体が、当該一部機能の経過措置の必要性を認め、遅くとも令和10年度（2028年度）末までに機能標準化基準に適合するものであること。

なお、当該経過措置の対象となった機能の標準化基準上の取扱いについては、制度所管省庁において、令和９年度（2027年度）末までに所要の検討を行う。

（略）

主な改定事項２：2026年度以降の移行が具体化したシステムへの対応

改定案

2.2　地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の目標

（５）標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行

（略）

○　現行システムがメインフレームにより構成され、システムの全容把握からデータ移行をはじめとした標準準拠システムへの移行完了までに他システムと比較し、相対的に時間を要する場合、現行システムを構築・運用する事業者が標準準拠システムの開発から撤退し、他の事業者を公募するなどしたものの代替事業者が見つからない場合及び事業者のリソースひっ迫などの事情により、令和８年度（2026年度）以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム（以下「特定移行支援システム」という。）については、デジタル庁、総務省及び制度所管省庁は、地方公共団体から把握した当該システムの状況及び移行スケジュールも踏まえて、標準化基準を定める主務省令において、所要の移行完了の期限を設定することとし、概ね５年以内に標準準拠システムへ移行できるよう積極的に支援する。

なお、この場合であっても、特定移行支援システムから必要に応じてデータ要件の標準を踏まえたデータ項目に基づくデータの抽出ができるようにすることとする。

主な改定事項３：標準仕様書の改定・運用ルールの確立

改定案

5.1.2　機能標準化基準の変更

（略）

○　機能標準化基準で定める内容を盛り込んだ標準仕様書の改定時期は、遅くとも制度改正の施行日の１年以上前とし、原則として毎年８月31日又は１月31日（これらの日が休日である場合には、これらの日の前日とする。以下「標準仕様書改定基準日」という。）とする。

○　制度所管省庁は、標準化対象事務に関連する標準準拠システムの改修が必要となり得る制度改正（法令改正によるものだけでなく、法令改正によらないものも含む。以下同じ。）を検討する場合には、速やかにデジタル庁及び総務省に連絡し、機能標準化基準の変更のためのスケジュールの検討を開始する。

（略）

○　標準仕様書改定基準日までの改定が困難な場合であっても、標準準拠システムの改修について施行日までに余裕を持って対応できるようにするため、制度所管省庁は、次の対応を行うこととする。

(1)　制度改正の検討段階から、広く地方公共団体や事業者への影響を確認すること。

(2)　5.1.5に基づき設置される検討会等において、速やかに標準仕様書の改定内容を検討し、　地方公共団体や事業者の対応に支障が生じないよう標準仕様書の改定案をできる限り早期に公開すること。

○　機能標準化基準の変更の検討に当たっては、機能要件の標準等を踏まえて、データ要件・連携要件に関する標準化基準等を定める必要があることから、制度所管省庁は、機能標準化基準の変更が必要となった場合には、速やかにデジタル庁及び総務省と協議する。

主な改定事項４：確実な移行経費の支援

改定案

6.2.1　地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に係る財政支援に関する基本的な考え方

（略）

○　各地方公共団体における標準準拠システムへの移行の進捗状況を踏まえ、総務省は、令和７年度（2025年度）末までとされているデジタル基盤改革支援基金の設置年限について、５年延長を目途に検討する。

主な改定事項５：ガバメントクラウドの利用料

改定案

6.1.5.5. ガバメントクラウドの利用料

○ 地方公共団体の基幹業務システム等が活用するガバメントクラウドの利用料については、クラウド利用料は地方公共団体が現行システムで負担する運用経費に相当するものであること、標準準拠システムを効率的に構築・運用していくための競争環境を適切に確保していく必要があること、ガバメントクラウド上の各種サービスへの円滑な接続など他の環境にはない利点があることを踏まえ、ガバメントクラウドの利用に応じて地方公共団体が負担する。利用料の負担方法については、地方公共団体が利用に応じて国に支払い、国は、国及び地方公共団体等の利用料を一括してクラウドサービス事業者に支払うこととする。そのため、デジタル庁は、地方公共団体等のガバメントクラウド利用料を保管する仕組みを令和６年度（2024年度）中に整備することとし、令和７年度（2025年度）から、地方公共団体は国を通じて利用料を支払うこととする。

○ 国は、ガバメントクラウドの利用料について、大口割引や長期継続割引の適用などを通じた低廉化に取り組むとともに、ガバメントクラウド上での構築・運用を前提としたアプリケーションの開発や運用の最適化に挑戦する事業者のスキル・ノウハウを底上げするための支援を強力に行う。